

上智大学祖師谷国際交流会館運営取扱要領

制定 2012年（平成24年）4月1日
改正 2018年（平成30年）2月1日
2019年（令和元年）10月1日
2020年（令和2年）5月1日

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、上智大学祖師谷国際交流会館（以下「会館」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

2 入居者は、この取扱要領を遵守しなければならない。

（会館の入居資格）

第2条 会館に入居する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）本学の学部、大学院に在籍する学生
- （2）本学教職員（招聘教員を含む。）
- （3）その他学生センター長が認めた者

（入居期間）

第3条 入居期間は2年を超えない範囲で学生センター長が指定した期間とする。ただし、学生センター長が適当と認める者については、入居期間を更新できるものとする。

2 前項但書の更新基準については、別に定める。

（入居申請）

第4条 会館への入居を希望する者は、本学ホームページに掲示されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行う。

（入居許可）

第5条 入居の許可は、選考を経て学生センター長が行う。

2 入寮者の居室は、学生センター長が指定し、寮生が居室を希望又は指定することはできない。

3 寮の運営管理上必要と認められる場合には、入寮後に学生センター長は居室の移動を命じることができる。

（入居手続等）

第6条 入居を許可された者は、所定の入居手続きを行うとともに、次条に定める入居に係る費用を納入するものとする。

（入居費等）

第7条 入居者は入居に際して、入居手続きの際に定められた期日までに、入寮費、保証金及び当該月の寮費（以下「入居費等」という。）を支払うものとする。なお、保証金は、入居時に本学に寄託（無利子）するものとし、退去した月の翌々月末に退去者が会館に関し本学に対して負担する一切の債務を差し引いた残額を返還する。

2 月の途中において入居又は退去する場合の当該月の寮費は、寮費を30で除して得た額に、その月の居住日数（入居日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とする。

3 寮費は、入居者が外泊、旅行又は帰省等により使用しない期間についても、支払うものとする。

4 入居者が支払う光熱水料等は、本学の定めるところによる。

5 支払った入居費等は、原則として返還しない。

6 入寮費、保証金の額及び支払期限・支払方法等は、別に定める。

（入居許可の取消）

第8条 入居を許可された者が次の各号のいずれかに該当するとき、学生センター長が入居の許可を取り消すことがある。

（1）正当な理由なくして、所定の期日までに入居しないとき

（2）入居申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき

（3）入居手続きの際に定められた期日までに入寮費を納入しないとき

（入居者の遵守事項等）

第9条 入居者は、会館の利用にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

（1）入居許可時に定められた居室（以下「居室」という。）に他人（同居を許可された者を除く。以下本条において同じ。）を宿泊させないこと

（2）居室（居室の設備・備品等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を転貸しないこと

（3）居室及び会館の共用の施設、設備・備品等を常に良好な状態で使用し、許可なく、その目的外に使用し、又は工作を加えないこと

- (4) 火災その他の災害の予防に努め、それらの原因となる行為をしないこと
- (5) 防火、衛生、施設の保全等管理上の必要から、本学が実施する居室の立入りに従うこと
- (6) 会館内に加え、近隣の広場や公道での長時間滞在、大きな声での会話その他迷惑行為等を慎むこと
- (7) 政治活動、賭事、商行為、募金活動を行わないこと
- (8) ペットの飼育をしないこと
- (9) その他施設の保全及び会館の目的達成のため本学が定めるところに従うこと

2 前項各号に掲げる事項の他入居者が遵守すべき事項については、第5条に規定する入居許可の際、入居者に周知し、遵守の徹底を図るものとする。

(届出及び損害賠償)

第10条 入居者は、会館の施設及び設備・備品等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を届け出るものとする。

2 入居者は、故意又は過失により、前項に規定する破壊若しくは破損、又は紛失により損害を生じさせた場合、その損害を賠償するものとする。

(退去)

第11条 入居者は、第3条に規定する入居期間の満了日までに、会館から退去しなければならない。

2 入居者は、次条の退去処分を受けた場合は、その日から起算して1週間以内に会館から退去するものとする。

3 入居期間内に途中退去を希望する場合は、退去希望日の1か月前までに事務室へ退去届を提出しなければならない。

4 事務室へ退去届を提出した日が退去希望日の1か月前未満である場合には、退去届の提出日から起算して1か月後を退去日とし、それまでの寮費を支払わなければならない。

5 前二項の場合において、退去日が月の途中となる場合には第7条第2項により算出した寮費を支払わなければならない。

(退去処分)

第12条 本学は、入居期間中、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会館から退去を命ずることができる。

- (1) 入居後2か月経過しても入居費を納入しないとき
- (2) 使用料又は光熱水料等を3か月分以上滞納したとき
- (3) 第9条第1項に規定する遵守事項のほかこの取扱要領に違反する行為をしたとき
- (4) 第10条第2項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき
- (5) 会館内の共同生活の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (6) 会館内の風紀を著しく乱す行為をしたとき
- (7) 病気その他保健衛生上の事由により、会館での共同生活に適さないと認められるとき
- (8) 会館内、会館外に限らず、違法行為を行ったとき
- (9) 学則による処分を受けたとき
- (10) 公序良俗に反する行為をしたとき
- (11) 本学入居者として相応しくない行為が認められたとき
- (12) 入居資格を失ったとき
- (13) その他、会館の管理・運営に重大な支障があると認める行為をしたとき

(退去手続)

第13条 入居者は、退去しようとする場合、退去前に所定の退去の手続きを行うものとする。

2 入居者は、退去に当たって居室の引き渡しを行うとともに、使用料等を精算するものとする。

3 本学は、入居者が退去する場合、次の対応を取ることができるものとする。

(1) 管理者が退去時に居室の確認を行い、破損・汚損等が見つかった際は原状回復費用を保証金から控除する。

(2) 残置物があった場合、当該残置物に対する所有権を自ら放棄したものとみなし、処分する。また、処分に要した費用は退去者に請求される。

4 前項の点検の結果、居室の施設及び設備・備品等に、故意又は過失による損害があったと認められる場合は、入居者は、その損害を賠償するものとする。

5 入居者は、退去に際し、本学に対して、居室及び造作設備について支出した諸費用の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の金銭請求をすることはできず、居室内に入居者の費用を持って設置した造作設備の買い取りを請求することはできない。

(共用施設等の利用)

第14条 入居者又はその他の者は、所定の利用手続を経て、会館の共用の施設又は設備・備品等を利用することができる。

(居室への立入り)

第15条 学生センター長が管理上必要と認めるときは、入居者の居室に入居者以外の者が入居者の事前の了承なしに立入る場合がある。

(国際交流)

第16条 国際理解の推進及び国際協調の精神の醸成を目的として入居者相互の交流及び入居者その他学生と地域住民、ボランティア等との交流その他国際交流を深めるための活動を実施する。

(リビング・グループ)

第17条 本会館においては、多様な人間関係と国際交流を促進するためのリビング・グループ制度を設ける。

2 リビング・グループ制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(取扱要領の改廃)

第18条 この取扱要領の改廃は、学院の定める手続きによる。

附 則

この細則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2018年（平成30年）2月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2020年（令和2年）5月1日から施行する。